

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件
 原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
 被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面 (6)

平成30年2月28日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

大	津	由	香)
中	村	元	昭)
矢	澤	正	樹)
入	谷	貴	之)
寺	尾		長)
鈴	木	孝	宏)
内	藤	正	彪)
宮	野	理	子)
西	田	真	啓)
高	橋		潤)

略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告主張の撤回

被告は、以下の主張を撤回する。

1 被告準備書面(4)第2の4(5及び6ページ)の全て

「4 本件不開示決定2における外務大臣の判断に国賠法上の違法はないこと」から「したがって、前記1の原告の主張は理由がない。」まで

2 被告準備書面(5)第2(4ないし6ページ)の全て

「第2 本件不開示決定2に国賠法上の違法はないこと」から「5 したがって、本件不開示決定2が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。」まで

第2 主張撤回の理由

本件各対象文書が秘密保持の必要性の高い文書であることは、相手方意見書(1)第3の3(3)(8ないし12ページ)で述べたとおりである。すなわち、本件各対象文書は、送受信者双方とも互いに公にしないことを前提に率直な意見や表現、情報が示されていたものであり、機微に触れる情報も多分に含まれている。そして、米国政府は、「日米間のやり取りを公開すれば、日米両政府が現在保護することで一致している全ての電子メール、議事録、記録、決定、手続、解釈、合意された見解、取決め、そしてその他の全て意見交換や合意が公開されることを確約しかねないという前例が、確立されることになろう。明らかに、そのような結果は日米間の信頼関係に対して害を及ぼす。」、(最終的な合意と了解に至るまでの協議は)「日米両政府のいずれの決定を示すものではないし、最終的な協議の結果の解釈を誤った方向に進ませる」、「将来の在日米軍と日本政府の関係省庁間との内部調整に萎縮効果をもたらし、在日米軍の安定した駐留を阻害する」として、本件各対象文書の証拠提出について極めて強い反対の意向を表明してい

る（乙第26号証）。

このような状況においては、本件各対象文書に係る文書提出命令が出されたとしても、米国政府が本件各対象文書の証拠提出に同意する余地はない。したがって、日本政府が本件各対象文書を提出することは米国政府の意向及び国際慣行に反することとなり、米国との信頼関係が大きく損なわれて日米間のみならずアジア太平洋地域の安全保障環境に悪影響を与える上、国際社会における日本の信頼も低下し、あらゆる国際関係において日本が交渉上不利益を被るだけでなく、日本の安全が害されることとなる。

したがって、被告においては、本件各対象文書に係る文書提出命令を回避することを最優先とする必要があり、同文書の取調べの必要性を消滅させるため、本件各対象文書に関連する主張を撤回することとしたものである。

なお、本件文書2が情報公開法5条3号に該当することから、本件不開示決定2が適法であり、国賠法上の違法もない旨の主張（被告準備書面(2)第2・5ないし15ページ、被告準備書面(4)第2・2ないし6ページ。前記第1の1の撤回部分を除く。）は維持し、これに関し、さらに主張を補充する予定である。

以上